2024年5月13日

各　位

会　社　名　太陽ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長 佐藤英志
（コード:4626 東京証券取引所 プライム市場）
問合せ先　常務執行役員 CFO 富岡さやか
（TEL 03－5953－5200（代表））

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月15日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は、取締役会において、当社グループ全体に関わる経営の基本方針や戦略など、グループ経営上重要な事項に関する議論をより充実させるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これにより、特に重要な事項を除き、業務執行の決定権限を取締役会から業務執行取締役に委任することで、意思決定・業務執行を迅速化するとともに、取締役会の監督機能の強化等を通じてコーポレート・ガバナンスを充実させ、さらなる企業価値向上をめざすものであります。

本移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条　（条文省略）	（商　号） 第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を自ら行うことを目的とする。	（目　的） 第２条　（現行どおり）
(1) から(5)　（条文省略）	(1) から(5)　（現行どおり）
(6) 情報提供サービスの運営業務及びコンサルティング業務	(6) 情報提供サービスの運営業務およびコンサルティング業務
(7) から(9)　（条文省略）	(7) から(9)　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（本店の所在地） 第３条　　（条 文 省 略）	（本店の所在地） 第３条　　（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、次の機関を置く。 (1)　（条 文 省 略） (2) 監査役 (3) 監査役会 （新　　設） (4) 会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、次の機関を置く。 (1)　（現行どおり） （削　　除） （削　　除） (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第５条から第 10 条　（条 文 省 略）	第５条から第 10 条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 ３　（条 文 省 略）	（株主名簿管理人） 第 11 条　（現行どおり） ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。 ３　（現行どおり）
（株式取扱規程） 第 12 条　当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第 12 条　当会社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招　集） 第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。 ２　（条 文 省 略）	（招　集） 第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。 ２　（現行どおり）
第 14 条から第 15 条の２　（条 文 省 略）	第 14 条から第 15 条の２　（現行どおり）
（議決権の代理行使） 第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　（条 文 省 略）	（議決権の代理行使） 第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第17条及び第18条（条 文 省 略）	第17条及び第18条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会の決議により選任する。	（選任方法） 第20条　取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議により選任する。
２及び３　（条 文 省 略）	２及び３　（現行どおり）
（新　設）	４　会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する株主総会の開始の時までとする。
（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２　増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	３　増員または任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（新　設）	４　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　　　行　　　　定　　　　款	変　　　　　更　　　　　案
（代表取締役） 第 22 条　代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。 ２　　　（条 文 省 略）	（代表取締役） 第 22 条　代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議をもって選定する。 ２　　　（現行どおり）
（役付取締役） 第 23 条　取締役会の決議により、取締役社長１名、必要に応じて取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。	（役付取締役） 第 23 条　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長 1 名、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。
（役付取締役の職務） 第 24 条　　　（条 文 省 略） ２　取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。	（役付取締役の職務） 第 24 条　　　（現行どおり） ２　取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれを代行する。
（取締役会の招集権者および議長） 第 25 条　　　（条 文 省 略）	（取締役会の招集権者および議長） 第 25 条　　　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第 26 条　取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新　　設）	（取締役会の招集通知） 第 26 条　取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第 27 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法） 第 27 条　　　（条 文 省 略）	（取締役会の決議方法） 第 28 条　　　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第29条　当会社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　（条 文 省 略）	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	（取締役の報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
（取締役の責任限定契約） 第31条　（条 文 省 略）	（取締役の責任限定契約） 第32条　（現行どおり）
（相談役および顧問） 第32条　取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問をおくことができる。	（削　除）
（取締役会規程） 第33条　（条 文 省 略）	（取締役会規程） 第33条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員　数） 第34条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第35条　監査役は、株主総会の決議により選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任　期） 第36条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤の監査役） 第37条　常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	（削　　除）
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第34条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（監査役会の招集通知） 第38条　監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第35条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第39条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）
（新　　設）	（監査等委員会の決議方法） 第36条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現　　　行　　　定　　　款	変　　　更　　　案
（監査役会の議事録） 第40条　監査役会における議事については、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。	（削　　　除）
（新　　　設）	（監査等委員会の議事録） 第37条　監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。 ２　監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。
（監査役の報酬等） 第41条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	（削　　　除）
（監査役の責任限定契約） 第42条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　　　除）
（監査役会規程） 第43条　監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　　除）
（新　　　設）	（監査等委員会規程） 第38条　監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（選任および任期） 第44条　（条 文 省 略）	（選任および任期） 第39条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
（事業年度） 第46条　（条 文 省 略）	（事業年度） 第41条　（現行どおり）
（期末配当金） 第47条　当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	（削　除）
（中間配当金） 第48条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	（削　除）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第42条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。
（新　設）	（剰余金の配当の基準日） 第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 ３　前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現　　　　　　行　　　　　　定　　　　　　款	変　　　　　　　　　更　　　　　　　　　案
（期末配当金等の除斥期間） 第49条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 ２　未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。	（配当金等の除斥期間） 第44条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。 ２　未払いの配当金には利息を付けない。
（新　　設）	第８章　　附　　則
（新　　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第45条　当会社が、第78回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）との間で締結した同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2024年6月15日

定款変更の実施予定日（効力発生日） 2024年6月15日

以上